

事業者対応方針 資料4（安全・品質本部）の評価結果の概要

活動項目	評価結果
セルフチェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全・品質本部長は、各事業部のチェック責任者から活動の実施状況について定期的に報告を受け、チェック責任者に対して必要な改善等を指示 ➢ また、安全・品質改革委員会に、全社で取り組むべき課題を報告 ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（全社で取り組むべき課題の共有）は達成できたと評価した。 ● 現時点において全社で新たにに取り組むべき活動はないことから、チェック責任者の安全・品質本部長への報告は完了とする。
CAP の運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CAP で不適合情報だけでなく、気づきレベルの情報も取り扱うよう、社内ルールを整備 ➢ その結果、CAP で取り扱う情報のうち、半数程度が気づきレベルの情報となり、社内ルールを整備する前と比較して、約6倍に増加 ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（幅広い情報の収集）は達成できたと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、社内ルールに基づき通常業務として取り組む。
自ら気づき、改善していく体質改善（対話活動）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全・品質本部幹部と各事業部の課長等で、組織の方針等（事業者対応方針、新検査制度）について意見交換を実施 ➢ その結果、「自らが気づく活動」の妨げとなっている全社で取り組むべき課題を抽出 ➢ この課題に対しては、別途進められている改善活動との関係を整理し、責任部門を明確化 ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（事業部が自ら気付くことが出来る環境の構築）は達成できたと評価した。 ● 現時点で取り組むべき課題を整理できたことから、安全・品質本部と各事業部の意見交換は完了とする。
自ら気づき、改善していく体質改善（協力企業への訪問・アンケート）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協力企業への訪問・アンケートを実施し、現場の課題等を抽出 ➢ 現場の課題等は各事業部で対応を実施し、その結果を安全・品質改革委員会に報告 ➢ 2018年度に実施したアンケートでは、多数（約75%）の協力会社が2017年度と比較して改善がされたと回答 ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（協力企業の認識した課題等を自らの課題として認識し、改善していく）は達成できたと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、社内ルールに基づき通常業務として取り組む。

活動項目	評価結果
自ら気づき、改善していく体質改善（MO）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各事業部の管理職に対して、社外講師による机上教育および実地教育を実施 ➢ 受講者へのアンケート調査および理解度の確認テストにより、MOの実施方法が理解されたことを確認 ➢ 評価時点において、教育を受講していない再処理事業部の管理職に対しては、再処理事業部で展開教育を行う計画であることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（MOの実施方法の理解）は達成できたと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、安全・品質本部の品質目標で教育実績を管理していく。
説明責任※ （保安検査等の対外対応を実施するに当たったの心得）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全・品質本部は心得を策定 ➢ 各事業部は朝会・メール等を活用し、心得の内容を事業部内に周知徹底 ➢ 心得策定以降の保安検査の対応状況を各事業部の保安検査窓口にアンケート調査し、約8割の回答者が心得により対応が改善したと回答 <ul style="list-style-type: none"> ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（質問の意図を確認するなど、保安検査対応の改善）は達成できたと評価した。 ● 今後は、新検査制度を踏まえ、検査のあり方が変わることで、事業者が自主的に原子力施設の保安を確保、継続的に改善するために、日常的な業務の対応を着実に実施していくことが、重要となることから、心得は廃止する。
説明責任※ （社外発信）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者対応方針の実施状況は適宜HPで公表しており、事業者対応方針に基づく活動（約束事項）を実施したと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、社内ルールに基づき、通常業務として取り組む。
「全社監視チーム」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者対応方針により新たに設置した全社監視チームは各事業部の保安上重要な活動を監視し、安全・品質改革委員会に提言 ➢ 提言により、各事業部の業務の仕組み（再処理事業部で品質・保安会議の指示等の管理など）が改善 <ul style="list-style-type: none"> ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（各事業部の保安上重要な活動の改善）は達成できたと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、社内ルールに基づき、通常業務として取り組む。

活動項目	評価結果
保安上重要な事象に対する社内検討体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大洗事故、志賀事象の水平展開など保安上重要な事象の計画および実施結果を品質・保安会議で審議 ➤ 保安上重要な事象への迅速かつ実効的な対応を目的として、専門家を参画させる体制を整備（社内ルールに反映）し、活動を実施 ➤ 専門家を参画させる体制で活動した JAEA 大洗の内部被ばく事故は、再処理、濃縮等の各施設の特徴を踏またりスクに対する改善事項を抽出し、計画的に改善を実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できており、活動の目的（迅速かつ実効的な対応）は達成できたと評価した。 ● 上記のとおり、活動は有効であったと評価されることから、事業者対応方針としての活動は終了とし、今後は、社内ルールに基づき、通常業務として取り組む。
共通する背景要因の検討・対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「雨水浸入問題」、「ダクト損傷問題」等の根本原因分析を実施 ➤ 根本原因分析にて明らかにした組織要因の連関を整理し、必要な対策として、「計画のガイドライン作成」および「経営層の期待事項の明確化」を決定 ➤ 「計画のガイドライン作成」を実施し、社内周知 ➤ 「経営層の期待事項の明確化」として、社長の期待事項を作成、周知 <ul style="list-style-type: none"> ● 以上により、事業者対応方針において実施するとした活動（約束事項）を計画的に実施できたと評価した。 ● 本活動は全て完了とする。

※各事業部の活動を含む